

平成25年度予算編成方針

1 社会経済情勢と国の動向

「失われた20年」の背景を正確に認識し、強い自覚と反省の上に立って新たな歩みを始めるとの認識に基づいて策定され始動した「新成長戦略」は、東日本大震災の後再編・強化され、「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）として我が国の新たな指針にまとめられた。

世界に先駆けた超高齢社会の到来、未曾有の災害からの復興、原発事故に端を発した深刻なエネルギー危機など、日本が直面する課題は他に先例を持たないものであり、日本こそその先例たるべしとの気概を込めて「フロンティア国家」日本の自覚と責任を訴えている。

平成25年度予算の概算要求組替え基準ではこの指針を踏まえ、赤字国債で収支を合わせる予算組み、940兆円に達する国と地方の長期債務残高に警鐘を鳴らしつつ、持続可能な財政・社会保障制度の構築を図ることを主眼に、社会保障・税一体改革（消費税率引上げ）の断行を通じて「社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成」への第一歩を踏み出すとともに、歳出改革についても更なる取り組みを継続することとされた。

本市においても、急速な高齢化の進行、土地開発公社の解散に伴う財政負担、地方交付税の特例加算措置の縮減など独自の諸課題を前提に、あらゆる事態を「想定の内」に織り込み、混迷不確実な時代を切り拓いていかねばならない。

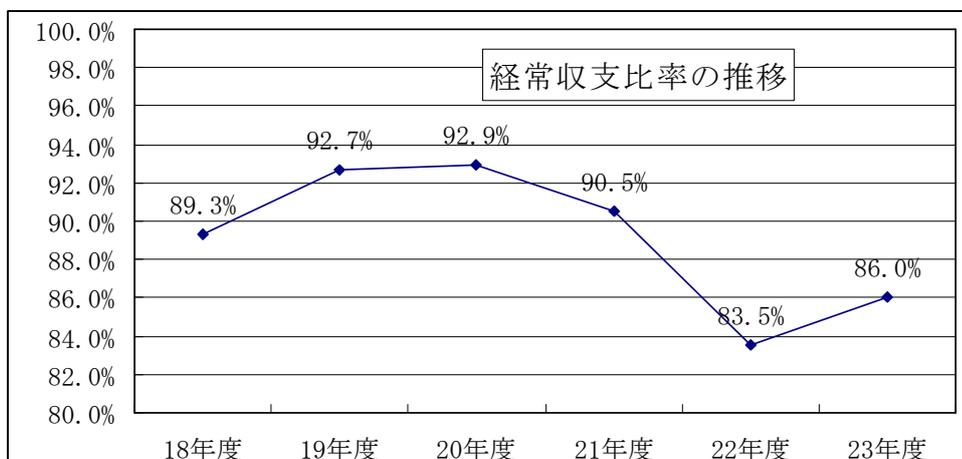
2 本市の財政状況と今後の展望

(1) 平成23年度決算状況

本市の平成23年度一般会計は、個人市民税が大きく落ち込んだ前年度の水準のまま推移したものの、緩やかな景気の回復基調を反映して法人市民税が対前年度比1億4,600万円（12.1%）の伸びを示したこと等により、市税総額で2億9,300万円（2.6%）の増収となり、実質収支では過去最高となる14億6,000万円余の黒字決算を確保した。

しかしながら経常収支比率は前年度に比べ2.5ポイント悪化し、財政構造が硬直化したほか、実質公債費比率11.9%（府下14市中7位）、将来負担比率は139.3%（府下14市中11位）と依然高水準にある。

さらに、後述する普通交付税の特例加算措置19.4億円の恩恵を仮に受けていなければ決算はむしろ5億円近い赤字であることを虚心に自覚すべきである。



(2) 土地開発公社の解散とその影響

他方、長引く地価下落と塩漬け土地の保有により多額の債務を抱えていた土地開発公社の問題に対処すべく、本市は去る7月20日に所要の議決を得、京都府の認可を経て9月30日、福知山市土地開発公社の解散に至った。

39年間に亘り本市都市基盤整備の一翼を担った土地開発公社ではあるが、解散に伴い本市は、公社が抱えていた負債を肩代わりし、49億9,600万円余の財政負担を負う。

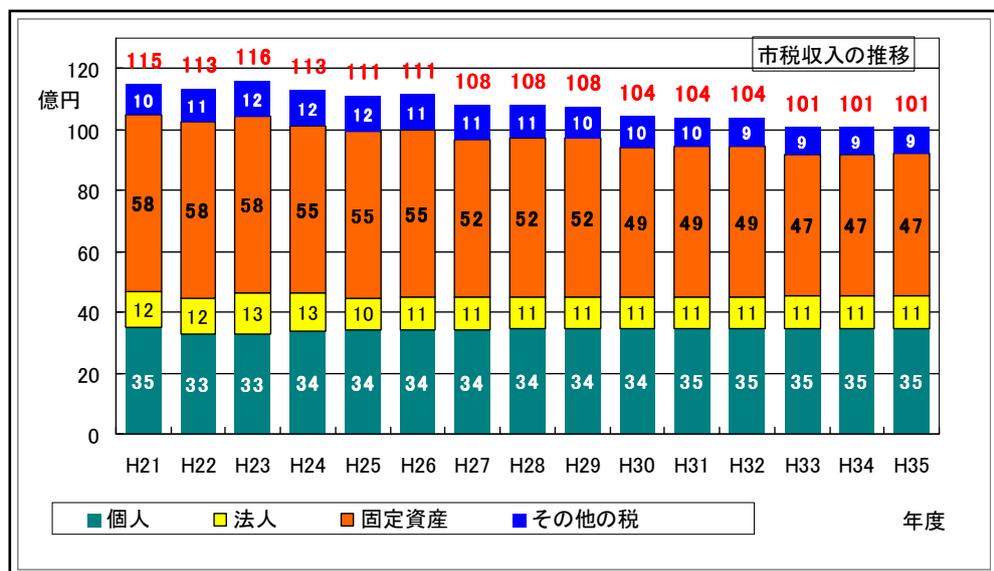
具体的には、これまで営々と積み立ててきた財政調整基金からまず20億円を取崩し、さらに今年度末には第三セクター等改革推進債（以下、「三セク債」）29億9620万円の借入れを実行してその費用を賄う予定である。

貯金を20億円費やし、のみならず30億円近い借金を新たに抱えて以後10年間その返済から免れることが出来ない本市の状況は、一時の黒字決算のみを捉えて将来を楽観できるものでは決していない。

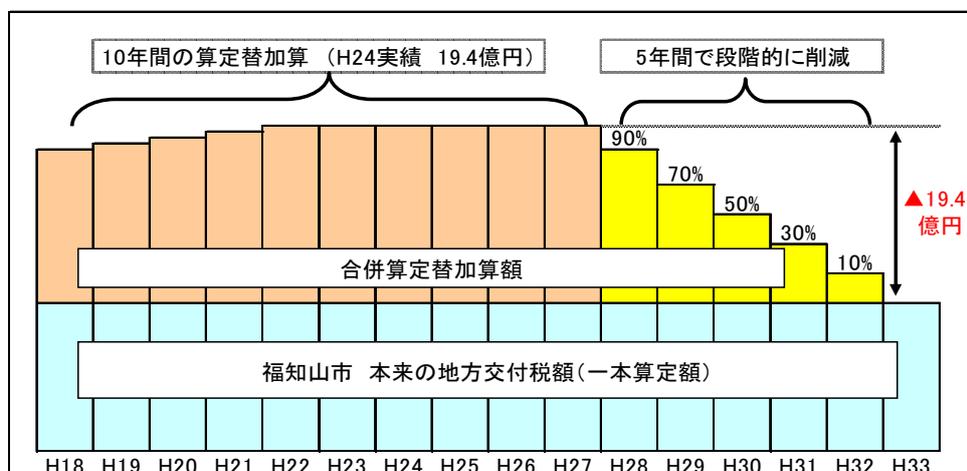
(3) 中期財政見通し

① 歳入の推移

国内外を取り巻く厳しい経済情勢や法人税率の引き下げにより、また人口減少と地価の下落に歯止めがかからない現下の状況では、今後の市税収入は減少の一途をたどり、平成35年度には約12億円、すなわち平成24年度の法人市民税収入見込額に匹敵する税収の減少を見込まざるを得ない状況である。



さらに、合併後保証されてきた普通交付税特例加算措置（合併算定替。平成24年度算定ベース19.4億円）が平成28年度から縮減され、33年度には完全に解消されるため、一般財源は税・交付税両面で大幅な減少となる。

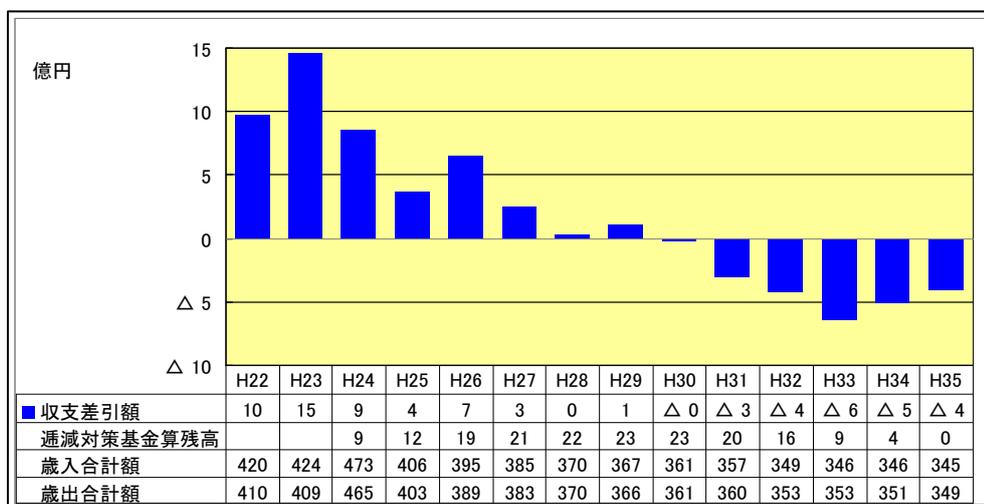


② 歳出の推移

第5次福知山市行政改革実施計画に基づき、定員の適正化を図ることにより人件費は減少の見込みだが、大型事業に伴う市債発行から公債費は平成28年度まで増加、扶助費も年々増加傾向にある。

③ 決算収支の推移

不確定な要因が多々あるものの、以上の条件を勘案し平成 35 年度までの財政運営の見通しを推計したところ、三セク債の返済負担もひとつの要因となり、平成 30～35 年度まで少なくとも 6 年間は赤字が避けられない見通しとなっている。これを極力回避するため、行革の果実を合併算定替通減対策基金に蓄積し活用する。



3 予算編成の基本的な考え方

平成 23 年度決算状況と中期財政見通しを踏まえ、行政の組織力と企画実行力、市民の発想と意欲を喚起結集し「北近畿をリードする創造性あふれるまち」「人にいちばんやさしい子育て・環境都市」の実現を図ることとする。

第 4 次総合計画後期計画を柱に、また市長マニフェストを前面に、限られた政策資源を最大限活用して各種施策の立案に努める。

ただし第 4 次総合計画後期計画において人口の減少を想定した今、事業ごとの行政評価を援用し、既存事業について厳格に、縮減すべきは着実に縮減し、現状維持と判定したものについても決算収支が赤字に転落する平成 30 年度までに縮減廃止の対象と心得て実施計画を立てることとする。

しかしながら、先般とりまとめた本市平成 25 年度予算概算要求の結果、各部局において見込まれる歳入総額から、要望事業費の総額（歳出）を差引くと一般会計において 18 億 500 万円もの財源不足（要望超過）となっており、このアンバランスを予算で解消するためには、第 5 次行政改革実施計画を念頭に、事務事業の見直しと合理化を一層断行し、質・量両面から全庁横断的に行政サービスの整理統合を図り、もって新規拡充事業の財源を捻出するほかない状況である。

「入るを量りて出ざるを制す」の根本原則を実践し、持続可能な財政基盤を構築するとともに、既成概念にとらわれることなく PDCA のいずれかの場面で市民が参画する事業実施を図ることとする。「市民をど真ん中に」配した行政サービスの向上を達成するため、以上の事項に留意の上、下記の基本方針のもと、予算を編成するものとする。

記

1 第 4 次総合計画後期計画の着実な推進

第 4 次総合計画後期計画におけるまちづくりの将来像の具現化のため 4 つの基本理念（市民協働でつくるコミュニティー豊かな自立したまち、定住と交流の活力あるまち、人と自然が調和しすこやかに安心して暮らせるまち、明日を担う創造力あふれる人材育成のまち）に沿った事業を展開すること。

基本理念① 市民協働でつくるコミュニティー豊かな自立したまち

- ・ みんなで進める人権尊重・住民自治のまちづくり
- ・ 地方分権の推進に対応した行財政効率の高いまちづくり

基本理念② 定住と交流の活力あるまち

- ・ 人・物・情報が行き交う交流・連携のまちづくり
- ・ 地域の個性と資源を生かす産業創造のまちづくり

基本理念③ 人と自然が調和しすこやかに安心して暮らせるまち

- ・ 地域で支えるみんなにやさしい健康・福祉のまちづくり
- ・ 人と自然が共生する安心・安全・快適環境のまちづくり

基本理念④ 明日を担う創造力あふれる人材育成のまち

- ・ 魅力ある人とまちを創り出す教育・文化のまちづくり

2 重点施策—市長マニフェスト『市民をど真ん中に』の積極展開

施策の実施に当たっては市長マニフェストの基本理念である『市民をど真ん中に』を基本に①自然との共生で災害に強い安心安全なまちづくり（防災・消防・救急の強化、再生エネルギーなど）、②個性が輝く未来あるまちづくり（オンリーワンの子育て環境づくり）（妊活の促進、子育て支援の充実など）、③改革進め府市協調で健全な行財政づくり（市民協働の推進、行政改革の断行など）、④雇用が進んでまちの活気づくり（農林商工業の振興、雇用の確保など）、⑤ふるさとでいつまでも幸せ実感 福祉と文化のまちづくり（保健・医療の充実、高齢者福祉・障害者福祉など）に重点を置き、全庁挙げて検討し施策に反映すること。

3 第5次行政改革の断行～財政健全化の推進～

(1) 行政評価を活用した事業のスクラップアンドビルドと行財政のスリム化の徹底

行政改革の効果を市民サービスへ還元するため、行政評価を活用し、事業の必要性、有効性、効率性の観点から事務事業の目的・内容・成果を再点検し、費用対効果を強く意識した上で事業の見直しを行なうこと。また、第4次総合計画後期計画に掲げる施策実現のための事務事業の構成を検討し、優先性や目的類似による重複等、手段として最適で有効な事業の組み立てとなっているかを検証した上で、思い切った事業の統合や廃止を行なうこと。

① スクラップアンドビルド

- ・ 新規事業を創出する場合は、原則として既存事業を見直して、財源を捻出する。
- ・ 施策の優先順位付けにより、事業の選択と集中を行う。

② 行財政のスリム化

- ・ 継続事業については、10年以上は廃止または統廃合、5年以上10年未満は見直しを大原則とし、必要性、効率性等を再検討する。
- ・ 事業効果の薄い事業は廃止、目的などが同一もしくは類似した事業は積極的に整理統合する。
- ・ イベントは、統廃合を促進し、合同開催や部を超えて効率的に運営する。
- ・ 事業内容を精査し、地域参加・企業参加などによる開催方法の導入、経費の参加者負担等、行政主体から市民主体へと運営方法の転換を図る。
- ・ 時間外手当の削減を引き続き図る。
- ・ 平成21年度から継続した緊急雇用対策事業は廃止する。

(2) 特別会計・企業会計の経営健全化

- ・ 特別会計・企業会計については、一般会計との負担区分を明確にし、受益者負担の適正化を図り安易に一般会計からの繰出金に頼ることなく、特別会計設置の本来の趣旨に則り、使用料の適正化、事業の一層の効率化及び健全経営の確保に努

め、一般会計からの繰出金を最小限にとどめる。

- ・ 土地区画整理事業は、土地売却を鋭意努め、早期に赤字解消を図る。
- ・ ガス事業会計は民間譲渡し清算事務のみ期間限定で計上する。

(3) 財源確保対策

① 不要財産の売却

公有財産、物品等の未利用財産の実態把握を行い、積極的に売却処分を行うことにより財源確保を図る。

② 市有財産の積極的な活用

市有財産を的確に把握し、貸付ができる物件は適正な価格で貸付ができるよう市有財産の積極的な活用に努め収入の確保に努める。

③ 広告収入の積極的な確保

市が保有する公有財産、物品、印刷物等を広告媒体として提供していく取り組みを促進するために定めた「福知山市有料広告掲載要綱」及び「同広告掲載基準」に基づき各部局ともさらに積極的に資源を活用し財源確保を図ること。ただし影響を精査の上、広告媒体そのものの見直しも検討すること。

④ 市税等の収納率向上

市税収入をはじめ各種債権の収納率の向上を図る。

⑤ ふるさと納税の強化

福知山市動物園が市内外から人気を博し、ゆらのガーデンやスイーツのまち福知山の知名度が近隣に浸透し、大河ドラマ化が期待される明智光秀について関心も高まるなか、市外から福知山に着目し応援する人々の参画をさらに促す手段のひとつとして、現在「千年の森ふるさと基金」に限定して募っているふるさと納税を拡充強化する。

4 国・府の情勢を的確に把握し制度変更等に適切に対応

- ・ 国府の予算、地方財政対策、一括交付金、社会保障・税一体改革など国及び府の制度改革等について、情報収集を徹底し、それらの動向に留意しながら、制度に適合し付加価値を付けるような事業を積極的に創出すること。また、制度改革に伴う施策が本市にとって真に必要な事業かどうかをよく吟味するとともに、国事業に上乘せして実施してきた事業についても必要性、妥当性を再検討する。
- ・ 事業の着実な推進に向けて、国府の財源措置等について、積極的に働きかけをする。
- ・ 国の公共事業などの政策経費について、前年度に比べて 90%の要求基準となっているのでこれを踏まえ現実的な要望を行う。
- ・ 国府の既存制度の見直しにより、事業の特定財源が削減される場合は事業内容を必ず精査する。
- ・ 地方分権改革による権限委譲等の情報収集を進めるとともに、庁内の連携を図る。

5 施策の立案・実施に市民の参画を

平成 24 年度若者参加型「まちの魅力アップ アイデア発見」事業の事業化など市民ニーズの汲み上げと市民協働を強化する。

また「市民をど真ん中に」のマニフェスト枠として市民発意のアイデアを積極的に取り込むこととする。官民挙げて福知山の笑顔と元気を発信する協働事業を別枠で計上する。

さらに平成 25 年度予算編成より、政策決定の経過を市民に開示し共有するため試行的にその過程の一部を市ホームページにて公表することとする。

6 具体的事項

(歳入に関すること)

法令などの根拠及び積算の基礎を明確にし、積算にあたっては、対象・数量及び補助率等を十分に検討し、過大見積にならないよう適正な財源確保に努めること。

(1) 市税

税制改正の方向が不透明な中、地方税は景気高揚が見込めない上、円高により回復が見込めないことが予想される。

見積りにあたっては、今後の国政並びに世界経済の動向を注視するとともに、当地域における経済状況や市民生活実態を詳細に分析し、適切に行うこと。

また、京都地方税機構との連携を密にとり収納業務の効率化に努め、徴収率の向上を図るとともに、課税業務については、遺漏のないよう移譲を図ること。

(2) 地方譲与税、地方交付税等

国の概算要求における交付税総額の動向等に特に留意し、国の予算編成及び関係法令の改正等の動向を見極め、過去の実績等も考慮の上、的確に見積もること。

(3) 分担金及び負担金

的確な収入見込額を計上すること。特に、毎年度の経常的収入については、漏れなく予算計上すること。また行政サービスとのバランスを勘案し、必要に応じ受益者負担を見直すこと。

(4) 使用料及び手数料

施設の利用形態や施設運営を利用者の立場に立って、さらに検討するとともに、イベント等の開催にあたっては、実施方法やPRの方法等を継続的に見直し増収を図ること。経済情勢や行政コストを勘案の上、必要に応じ単価を見直すこと。

(5) 国・府支出金

国・府の予算編成や行財政改革の動向等を的確に把握した上で情報収集を行うとともに、補助制度についての研鑽を深め、その運用と活用に努め適切に見積もること。特に社会資本整備総合交付金や一括交付金、それに伴う補助金の削減、一般財源化の動向に注意し、見積にあたって交付基準に基づいた積算とすること。

また、従来から一般財源で対応していた事務事業についても、活用できる補助制度の有無を十分検討し、補助制度の有効活用を図るため国府機関に積極的に働きかけること。

(6) 財産収入

財産の売払い、貸し付けについては、現状を的確に把握し、時価に対応した適正な価格により見積もり、活用可能資産については積極的な収入確保に努めること。

(7) 諸収入

雑入は、従来の実績を勘案し、適正に見込むこと。

印刷物等の広告媒体を見直し、広告収入の確保に努めること。

(8) 市債

後世に過度な負担を強いることがないように市債発行額の抑制に努めること。また、やむなく発行する場合は、地方交付税措置のある有利な市債の発行に努めること。

(歳出に関すること)

厳しい財政状況であるので、事業の必要性、効率性、有効性、優先性、類似性を十分検証し、客観的な視点で事務事業の見直しに努めること。

(1) 人件費

職員の給与関係経費については、財政において大きな比重を占める上に類似団体に比して大きく超過している。その動向は財政運営に大きな影響を与えることから、人員の適正化に努めること。

平成25年1月1日現在の現員、現給を基礎として、定期昇給を見込み計上すること。また、超過勤務手当については、着実に削減できるよう特に精査すること。

(2) 物件費（賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、備品等）

引き続き業務の徹底した見直しを行い、必要最小限の額となるよう節減に努めるものとする。また、以下の点に留意すること。

- ・臨時職員の雇用は費用対効果を考慮して超過勤務の縮減などが可能となれば認めるが、原則雇用しない。また緊急雇用対策事業の廃止を受けての代替要求は認めない。
- ・食糧費はやむを得ない場合のみ計上するものとする。燃料費等については会計室平成24年10月1日単価を適用し適正に見積もること。
- ・電算関連経費の適正化を進めることとしているため、新規に電算関連経費を要望する場合は、情報推進課の承認を得ること。承認がない場合は、予算要求を受け付けないので留意すること。

(3) 補助費等（報償費、保険料、負担金、補助金、交付金など）

- ・謝礼金単価は、その妥当性を十分検討し見積もること。
- ・法令外負担金は、その必要性を再検討し真に必要なもののみ計上すること。
- ・補助金は補助金要綱等による明確な基準による交付を原則とし、説明責任が果たせるよう努めること。とりわけ前年度黒字を報告している団体への補助金は精査すること。

(4) 扶助費

基本的に現行制度によりその所要額を算定することとするが、制度改正が見込まれるものについては、改正内容を十分把握した上で、対象人員等の把握には十分留意し、必要経費をよく精査の上、的確な積算をもとに所要額を計上すること。

なお、給付の厳格化に一層取り組むとともに受給要件や給付水準などあらゆる観点から再検討を行い、社会的経済的実情に合わなくなったもの、効果の乏しいもの等については整理、縮減を行うこと。特に制度が変更される事業は、制度変更事項を適切に見込むとともに、変更事項が既存事業と重複する場合は、既存事業の精査を行うこと。

(5) 投資的経費

- ・厳しい財政状況を踏まえ、総合計画に計上されていても、その必要性、緊急性、事業効果を再検討し、将来の負担軽減のため事業を厳選することとともに、新規事業についての事業効果を検証すること。
- ・事業繰越とならないよう、現人員で確実に年度内執行できる事業量を適正に見込むこと。
- ・事業の優先順位を明確にするとともに、工事箇所の優先順位を明確にすること。
- ・補助事業にあつては、国の政策経費が1割減となることなど国府の予算の動向を十分把握するとともに、原則補助基本額で見積もること。
- ・見積もりにあつては、事業規模、数量、延長など適正な数値を把握し、最小限の見積もること。